

専門的なケアへのアプローチ（各職種の適正配置）に関する 構成員の意見のとりまとめ（H24. 9. 26）

「緩和ケアチームや緩和ケア外来における各職種の適正配置」について

○緩和ケアチームでの適正配置

- ・専任 MSW、専任臨床心理士、精神症状担当専任医師、専任薬剤師、専任リハビリテーション医、専従 PT、専任がん専門看護師、専任緩和認定看護師、専任栄養士が必要。
- ・拠点病院では医師、看護師、薬剤師、事務員には必ず緩和チームに参加する期間を設ける。
- ・各職種、常勤を基本とする。
- ・特に臨床心理士に診療報酬上の加算を付ける。

など。

○緩和ケア外来での適正配置

- ・緩和ケアチームがそのまま外来業務に携わる。
- ・心理士、MSW、リハビリテーション医、PT を兼任として配置。
- ・緩和薬物療法認定薬剤師が必要。
- ・拠点病院では医師、看護師、薬剤師、事務員には必ず緩和チームに参加する期間を設ける。
- ・各職種、常勤を基本とする。

など。

○その他のご意見

- ・外来での緩和ケアを標榜できるようにする。
- ・緩和ケアチーム専任の臨床心理士と MSW を必須化する。
- ・緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料における配置に関する算定条件を改定する。
- ・緩和ケアチームが形だけのところも多く、査察が必要。質的担保が困難な場合には拠点病院の指定から外されるべき。
- ・大学や専門学校などで緩和ケアに重点を置いた教育体制をつくり、人材不足を解消する。

など。